

2. 基本構想策定の基本方針

(1) 施策対象者

基本構想においては、加齢により知覚機能や運動能力が低下した高齢者、視覚障害者や聴覚障害者などの身体障害者、妊産婦、けが人などを対象とします。

知的障害者や精神障害者について

知的障害者や精神障害者にとっては、現状は十分にバリアフリー化が進んでいるとはいえませんが、その推進方策を確定することが困難であることから、今後とも、幅広い検討を加え、方策が明らかになった段階で、これを推進していく考えです。

(「わかりやすい交通バリアフリー法の解説」より)

(2) 施策対象

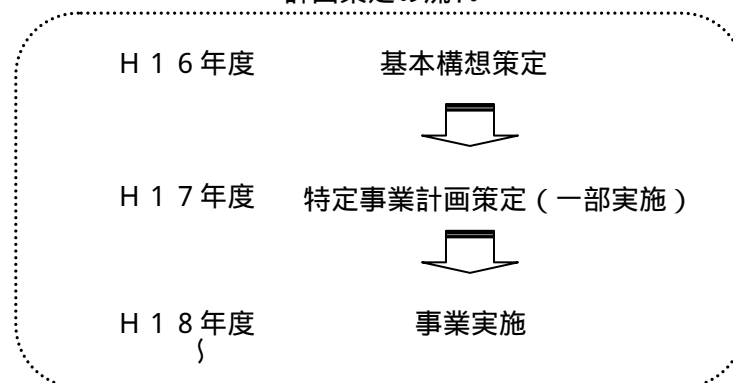
基本構想においては、バリアフリー化を推進する施策対象を「旅客施設、鉄道車両、バス、道路、駅前広場、交通安全施設等」とします。

(3) 目標年次

基本構想において定められた各特定事業実施の目標年次は、平成 22 年度とします。

移動円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省 告示第 1 号-2）より。

< 計画策定の流れ >



(4) 基本構想策定の対象地区

基本構想の対象地区は、1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上ある鉄道駅(特定旅客施設)を中心とした区域に設定します。

徳島市では、徳島駅が特定旅客施設となり得る鉄道駅に該当します。

徳島駅の1日当たり乗降客数：約17,568人(平成15年度)